

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2021年2月4日～2021年2月10日)

令和3年(2021年)2月12日

H E A D L I N E S	S	
政治 連立与党「合意」内での対立 野党「市民プラットフォーム」の党集会開催と連立「276」の提案 広告課税法案に対するメディアの抗議活動 ラウ外相とゴンザレス・スペイン外相との会談 ロシア当局によるポーランド外交官の追放に対する外務省声明の発出 ドゥダ大統領とナウセーダ・リトアニア大統領との電話会談 ラウ外相とランズベルギス・リトアニア外相との会談 ロシア外交官の追放の決定に関する外務省声明の発出 ドゥダ大統領の第9回「17+1」首脳会合への出席 憲法法廷による人工妊娠中絶の違憲判決に対するダリ欧州委員の発言 アフガニスタン、第13次派遣部隊から第14次派遣部隊へ任務引き継ぎ コソボ、第42次派遣部隊から第43次派遣部隊へ任務引き継ぎ V4発足30周年記念会合の開催	<p>【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書 在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。</p>	
治安等 ベラルーシから違法たばこが欧州に輸出されているとの報道 警察が「救急車詐欺」の容疑者2名を逮捕 中国発の荷物から放射性物質が検出		
経済 国際通貨基金(IMF)による経済見通し 2020年の財政赤字 ポーランド、欧州最大の電気バス輸出国 ポーランドにおける自動車用バッテリー生産動向 フランスとポーランドの原子力協力動向 PGEの洋上風力発電に係るデンマーク企業との協力		
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 大使館広報文化センター開館時間(10月26日(月)より、当面の間入館を一時見合わせ) 文化行事・大使館関連行事		
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp		

連立与党「合意」内での対立【5日】

5日、連立与党「合意」は、ビエラン欧州議員(元上院副議長)を含む複数の議員を除籍処分とする決定を行った。ビエラン欧州議員のグループは、ゴヴィン「合意」党首の任期は党規則に照らして3年前に終了したと主張していた。他方、同日、「合意」所属の多数の国会議員は、民主的に選出されたゴヴィン党首を完全に支持するとの連名書簡をツイッター上で公開した。報道によると、昨年の大統領選挙時の郵便投票をめぐり、郵便投票の阻止を目指したゴヴィン党首と当時ドゥダ大統領の選挙対策委員長を務めていたビエラン欧州議員との間で対立が生じて以降、両者の関係が悪化していたとされている。

野党「市民プラットフォーム」の党集会開催と連立「276」の提案【6日】

6日、野党「市民プラットフォーム」(PO)は、オンライン形式での党集会を開催し、ブトウカ党首やチシャスコフスキ・ワルシャワ市長が出席した。ブトウカ党首は、教育や経済分野での混乱を指摘して政府の新型コロナウイルス対策を非難し、財政赤字は欧州地域において最悪の水準であると述べた。また、同党首は、次回の議会選挙にてポーランドの変革を実現するために、下院で大統領の署名拒否を覆すのに必要な276議席の獲得を目指すとして、連立「276」の結成を他の野党に呼びかけた。党集会ではPOの

新たな政策プログラムが発表され、憲法法廷や全国裁判所評議会の再任命、検事局の非政治化、国营テレビのニュース局である TVP info の廃止、教会基金の廃止、医療分野への対GDP比6%の支出等が掲げられた。

広告課税法案に対するメディアの抗議活動【9日・10日】

9日、国内メディア43社は、2月初旬にメディアサービスの提供企業、テレビ・ラジオ局、プレス等を対象とする広告収入への課税を規定する法案が内閣での審議法案リストに掲載されたことを受け、同法案に反対する公開書簡を発表した。同法案の目的は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を受けた公共医療分野での財源確保とされている。10日、公開書簡に共同署名した企業は、書簡の内容や「選択なきメディア(Media Bez Wyboru)」とのスローガンを紙面に掲載し、民間大手テレビ局やポータルサイトは放送や配信を停止する等、抗議運動を実施した。これを受け、アリュウ駐ポーランド・米国臨時代理大使は、報道の自由は民主主義の基礎であり、米国はメディアの独立を常に守っていくとツイッターに投稿した。また、ヴィガンド欧州委員会報道官は、加盟国がその財政状況やその他の政策により自由で独立した多様性のあるメディアを保障する義務に影響を与えないよう求めると発言した。

外交・安全保障

ラウ外相とゴンザレス・スペイン外相との会談【4日】

4日、ラウ外相は、ワルシャワを訪問したゴンザレス・スペイン外相と会談を実施した。ラウ外相は、スペインはポーランドにとって重要な欧州のパートナーであり、定期的な対話は、EUとNATOが直面している新たな脅威との関係で非常に重要である、新型コロナウイルス情勢にも関わらず、ゴンザレス外相のワルシャワ訪問が実現したことを嬉しく思う、と述べた。

両外相は、二国間関係の発展の展望、特に両国間の議会フォーラムと政府間協議の開催について議論し、政府間協議の枠組みは戦略的なパートナーとの間でのみ存在し、これはポーランドとスペインの特別な関係を意味するとの認識で一致した。また、両外相は、NATOにおける協力、将来のEUと英国の関係、東方問題、バイデン米政権後のトランス・アトランティック関係、中国との協力、東方パートナーシップ及び南欧諸国との協力についても議論した。

ロシア当局によるポーランド外交官の追放に対する外務省声明の発出【5日】

5日、外務省は、ロシア当局による在サンクトペテルブルク総領事館に勤務するポーランド外交官の追放に対して懸念を表明した。ロシア外務省は、今回の決定の理由について、同外交官がロシアにおける汚職に対する抗議活動に参加し、反政府活動家のナヴァリヌイ氏への支持を表明したためとしている。これに対して、外務省は、駐ポーランド・ロシア大使を外務省に召喚し、同外公官がウィーン外交関係条約に従って、外交官の地位から生じる公務を遂行していただいただけであったことを通知した。また、外務省は、ポーランドは、ロシア当局に対し、誤った決定が撤回されなければ、ポーランドには適切な措置を取る選択肢が残されていると表明した。

なお、ロシア当局は、ポーランド外交官と同時にドイツ及びスウェーデンの外交官についても同様の理由で追放を決定した。

ドゥダ大統領とナウセーダ・リトアニア大統領との電話会談【5日】

5日、ドゥダ大統領は、ナウセーダ・リトアニア大統領と電話会談を実施し、大統領評議会の開催を含む二国間関係、新型コロナワクチンへのアクセス改善、ロシア及びベラルーシにおける人権状況等について議論した。両大統領は、本年開催予定の東方パートナーシップ首脳会合についても議論し、ウクライナの主権と領土保全への支持及び民主主義と人権を求めるベラルーシとの連帯を確認した。また、両大統領は、レール・バルティカ・プロジェクトへの支援について言及し、特にEU基金からの十分なファイナンスの重要性を強調した。さらに、両大統領は、バルト諸国とポーランドの安全保障のために米国との関係を強化することの重要性についても強調した。

ラウ外相とランズベルギス・リトアニア外相との会談【8日】

8日、ラウ外相は、ワルシャワを訪問したランズベルギス・リトアニア外相と会談を実施し、二国間関係、新型コロナウイルス感染症との闘い、共通の周年記念、国内少数者の権利、エネルギーを含む安全保障及び東方政策について議論した。ランズベルギス外相のポーランド訪問は、同外相にとって初となる外国訪問であった。

両外相は、地域の発展と安全保障の向上に資する三海域イニシアティブにおける両国の協力についても議論した。また、両外相は、本年の5月3日憲法成立230周年記念及び本年9月のポーランドとリトアニアの外交関係再開30周年についても議論した。さらに、両外相は、コロナ禍においてポーランドとリトアニアの文化協力が継続したことに対する満足の意を表明した。両外相は、両国内に存在する少数者の状況についても議論した。ラウ外相は、国内少数者の権利を保護する法的規制やリトアニアにおけるポーランド語教育の整備について言及し、リトアニアにおけるポーランド国籍の少数者の問題を解決する必要性について呼びかけた。

ロシア外交官の追放の決定に関する外務省声明の発出【8日】

8日、外務省は、5日に発表されたロシア当局によるポーランド外交官の追放に対し、相互主義の原則により、在ポズナン総領事館のロシア外交官に対する追放を決定したことを発表した。外務省は、ロシア当局の圧力にもかかわらず、ポーランド外交官はロシアにおいてウィーン外交関係条約で認められた公務の遂行を継続することを望むと表明した。

ドゥダ大統領の第9回「17+1」首脳会合への出席【9日】

9日、ドゥダ大統領は、ビデオ会合形式で開催された第9回「17+1」首脳会合に出席した。「17+1」は、中国と中・東欧諸国による協力枠組みで、同会合はコロナの影響により昨年から延期されていた。

今回のドゥダ大統領の首脳会合への出席は習近平国家主席の招待によるもので、同大統領の出席は2015年以来2度目となった。ドゥダ大統領は、同会合の出席に際して、中・東欧地域に関する重要な出来事は、ポーランドの存在なくしては起こり得ないと強調した。

ドゥダ大統領は、同会合のスピーチにおいて、中国市場のポーランド製品への開放の必要性を強調し、ポーランドからの農産品の輸入に対する規制の撤廃等の可能な措置を講じるよう求めた。また、同大統領は、より均衡のとれた貿易関係の構築により、「17+1」参加諸国の経済状況はより迅速に改善するであろうと付言した。さらに、同大統領は、ポーランドは、「17+1」のフォーマットにおける各国個別の選択を尊重すると強調し、各国がそれぞれ自国の政治的・経済的發展に応じて協力を追求する権利を有していると述べた。

憲法法廷による人工妊娠中絶の違憲判決に対するダリ欧州委員の発言【9日】

9日、欧州議会は、昨年のポーランドの憲法法廷による先天性異常を理由とする人工妊娠中絶の違憲判決の問題について議論した。ヘレナ・ダリ欧州委員（平等担当）は、EUは人工妊娠中絶の問題を含むEU加盟国の内政上の問題に干渉することはできないとしつつ、全ての加盟国は憲法及び国際法の基本的価値を尊重しなければならないと強調した。また、同委員は、法の支配違反に対する制裁を含むEU条約第7条手続の対象となっているポーランドの憲法法廷の独立性に対する疑義についても言及し、ポーランドの国内法の合憲性はもはや効果的に保証されていないと強調した。

アフガニスタン、第13次派遣部隊から第14次派遣部隊へ任務引き継ぎ【9日】

9日、アフガニスタンのNATO任務、「確固たる支援」(Resolute Support)へ派遣していた第13次派遣部隊による第14次隊への任務の引継ぎが行われた。任務を引き継いだ第14次隊は、シチェチンに所在する第12機械化師団の第5砲兵連隊を基幹とする部隊である。

コソボ、第42次派遣部隊から第43次派遣部隊へ任務引き継ぎ【9日】

9日、コソボのNATO任務KFORへ派遣していた第42次派遣部隊による第43次隊への任務の引継ぎが行われた。任務を引き継いだ第42次隊は、ビエルスコ・ビャワに所在する第18空挺大隊である。

V4発足30周年記念会合の開催【9日及び10日】

9日及び10日、ポーランド議長国の下、V4発足30周年を記念するV4大統領による会合がヘル半島のユラタにある大統領別邸で行われた。同会合は

ドゥダ大統領が主催し、チャプトヴァー・スロバキア大統領、ゼマン・チェコ大統領、アーデル・ハンガリー大統領が出席した。

ドゥダ大統領は、我々は、V4として我々の地域・諸国の利益を促進するために効果的に協力できることを何度も示してきたと強調した。また、同大統領は、V4の協力は政治対話のプラットフォームの創設のため1991年に開始したが、その主たる目標は北

大西洋同盟及びEUの加盟に向けた調整であったと述べ、V4が欧州の統合と連帯を一貫して支持してきたことを強調し、改めて自由で平等な国家による欧州への支持を表明した。V4大統領は、新型コロナウイルス感染症との闘いとコロナ後の中・東欧地域における経済復興、エネルギー問題及び気候政策についても議論した。

治 安 等

ベラルーシから違法たばこが欧州に輸出されているとの報道【8日】

各種報道によると、ベラルーシからの違法たばこがロシアやEU各国に密輸されており、国家財政に大きな損失を与えているなどと報じた。当該違法タバコは、国営企業の貨物コンテナに入れられた上、ロシアには空路で、EU各国にはトラックで運搬されるという。国境警備隊の統計において、昨年、ベラルーシ側国境で押収されたたばこの総額は、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大していたにもかかわらず、昨年よりも469%増加した2,700万ズロチ以上となっている。ある研究機関の報告によると、ポーランドで喫煙されるたばこの10本に1本は、違法なものであるという。

警察が「救急車詐欺」の容疑者2名を逮捕【8日】

ヴィエルコ・ポルスキエ県の警察は、「救急車詐欺」に関わった疑いで容疑者の男性2名を逮捕した。容疑者らは、救急車を装い、病院までに必要な燃料費などの費用を被害者に要求したという。容疑者らは、牧師や教会職員らを標的として少なくとも2回詐欺行為を働いていた。

中国発の荷物から放射性物質が検出【9日】

カトヴィツェ国際空港において、ある貨物を検査した際に放射性物質が検知された。積荷書類によると、当該貨物には宝石類が含まれており、中国からポーランド向けに送られたものであった。国境警備隊が当該貨物を精査したところ、基準値の約23倍の放射性物質が検出された。国境警備隊は、国家原子力エネルギー庁(PAA)と協議し、当該貨物の受入れを認めなかった。

経 済

マクロ経済動向・統計

国際通貨基金(IMF)による経済見通し【8日】

国際通貨基金(IMF)は、最新の報告書において、ポーランドの2020年のGDP成長率はマイナス3.4%で、EU諸国の中で最も新型コロナウイルス感染症による経済的影響が少ない国の一つであった。また、GDP成長率は、2021年は2.7%、2022年には5.1%に回復し、EU基金の支援も得つつ、持続的回復を遂げると予測した。2023~2025年には平均3.25%程度の安定的な経済成長を維持するとの見通しを示した。

2020年の財政赤字【10日】

コンチンスキ財務・基金・地域政策大臣は、2020年の財政赤字は約850億ズロチ(約189億ユーロ)と見積もられ、新型コロナウイルス感染症対応のために改定した修正予算案で計画していた1,090億ズロチを下回る見込みであると述べた。同大臣は、財政赤字が計画を下回った要因の一つとして、付加価値税(VAT)、物品税、法人税からの税収が増加したことにも言及した。

ポーランド産業動向

ポーランド、欧州最大の電気バス輸出国【8日】

ポーランド経済研究所(PIE)の分析によると、ポーランドはベルギーに先駆けEUで最大の電気バスの輸出国となった。ポーランドが占めるEUにおける電気バスの輸出割合は、2017年10%だったのに対し、2020年の最初の10か月間には46%となった(ベルギー:36%、チェコ:7%、ドイツ:4%、オランダ:2%未満)。欧州グリーンディールとパンデミック後の復興支援計画では、輸送分野での電気自

動車を重視しており、ブルームバーグ NEF によると、2025年までに世界の市バスに占める電気自動車の割合は47%に達する見込みである。

ポーランドにおける自動車用バッテリー生産動向【9日】

LGエナジーソリューションによる生産工場の拡大や、ダイムラーによる生産工場拡大計画などにより、ポーランドは欧州の電気自動車用バッテリーの生産

拠点となる可能性がある。自動車用バッテリーは、自動車用電子部品の主要輸出品目であり、独、伊、仏への輸出が増加している2020年の第3四半期

は、前年同期比の5倍である約20億ユーロを輸出した。

エネルギー・環境

フランスとポーランドの原子力協力動向【4日】

リステール欧州・外務大臣付対外貿易・誘致担当大臣を団長とするフランスの代表団が、ナイムスキ、戦略的エネルギー・インフラ担当政府全権委員、クルティカ機構・環境大臣等と会談した。同代表団は、ポーランドの原子力プロジェクトへの参加の決意を確認し、フランスでも同様の原子力プログラムを実施する可能生があると表明した。フランスの技術とノウハウ、資金調達モデル、ポーランドとフランスの供給に関するポーランド産業部門への発注等、両プログラムの共同実施によるシナジー効果は大きいとされている。また、フランスの電力会社EDFは12か月以

内に財務スキームを含む包括的なオファーを準備する予定とされている。

PGEの洋上風力発電に係るデンマーク企業との協力【10日】

ポーランドの電力会社PGEは、デンマークの電力会社Orstedと2つの洋上風力発電所バルティカ2及びバルティカ3を建設(合計で350~450億ズロチ相当)するための合弁会社の設立に関する協定に署名した。同発電所の合計容量は2.5GWであり、バルティカ3は2026年に約1GWで発電を開始する予定である。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2)以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3) 上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4) 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5) 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、3月20日には、感染事態が宣言されました。10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取ることとなっています。11月9日から小学校及び高等教育機関においては、実務授業を除きリモート授業が義務化されています。また、幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2月1日からは、防疫措置が適切に講じられているという条件の下でショッピングモール内の店舗の営業が再開されるなど、一部の規制措置が緩和されています。今措置については、国家警察本部が同義務を履行しない者に対する取締りを厳しく行うと発表していますので、御注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるように

なる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間(当面の間、入館を見合わせ中)

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を巡る状況を受け、当面の間入館を見合わせております。電話・メールでの対応は通常どおり、上記の時間帯で行います。御理解の程、宜しく願いいたします。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】 展覧会「Paradise 101」【2月2日～5月16日】

クラクフの日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「Paradise 101」が開催されます。ポーランドの写真家アーティスト、ヴォイチェフ・ヴィエテスカ(Wojciech Wieteska)によって撮影された、日本の平成時代の社会における変化を表現した写真展です。入場は有料です。

開催場所: Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha (Marii Konopnickiej 26, 30-302 Kraków)

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/paradise-101>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ Eメールアドレス(newsmail@wr.mofa.go.jp)